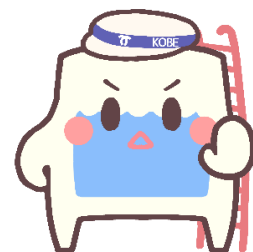


受水槽を 適切に管理しましょう

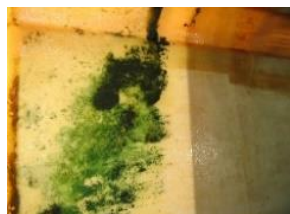


神戸市受水槽
衛生管理啓発キャラクター
「ちゃぶタン」

受水槽の管理を怠ると**異味・異臭・感染症等**の原因になります



タンク内部に鉄サビや藻が発生



マンホールやタンクが破損



写真出典：（一社）全国給水衛生検査協会

管理状況の検査を受けましょう

国土交通大臣・環境大臣の登録を受けた検査機関が実施する、タンクの外観や内部の検査を**毎年1回以上**受けましょう。

※この検査はタンクの掃除とは別に受けます。

神戸市を検査区域とする国土交通大臣・環境大臣登録検査機関

検査機関名	電話番号	検査機関名	電話番号
一般社団法人関西環境開発センター	06-6836-7652	株式会社日吉	0748-32-5111
一般財団法人関西環境管理技術センター	06-6583-3262	株式会社ケイ・エス分析センター	0721-20-5611
一般社団法人姫路市医師会	079-295-3366	一般財団法人神戸市水道サービス公社	078-733-5298
公益財団法人兵庫県予防医学協会	078-856-7216	株式会社近畿環境衛生センター	0742-63-5288
日本水処理工業株式会社	06-6363-6330	日本メンテナンスエンジニアリング株式会社	078-335-1280
日東化学工業株式会社	093-451-2711	関西環境科学株式会社	079-228-1941
株式会社総合水研究所	072-224-3532	日本水道システム株式会社	0798-64-8258
エスク株式会社	072-874-3456	株式会社H E R	0790-49-3221

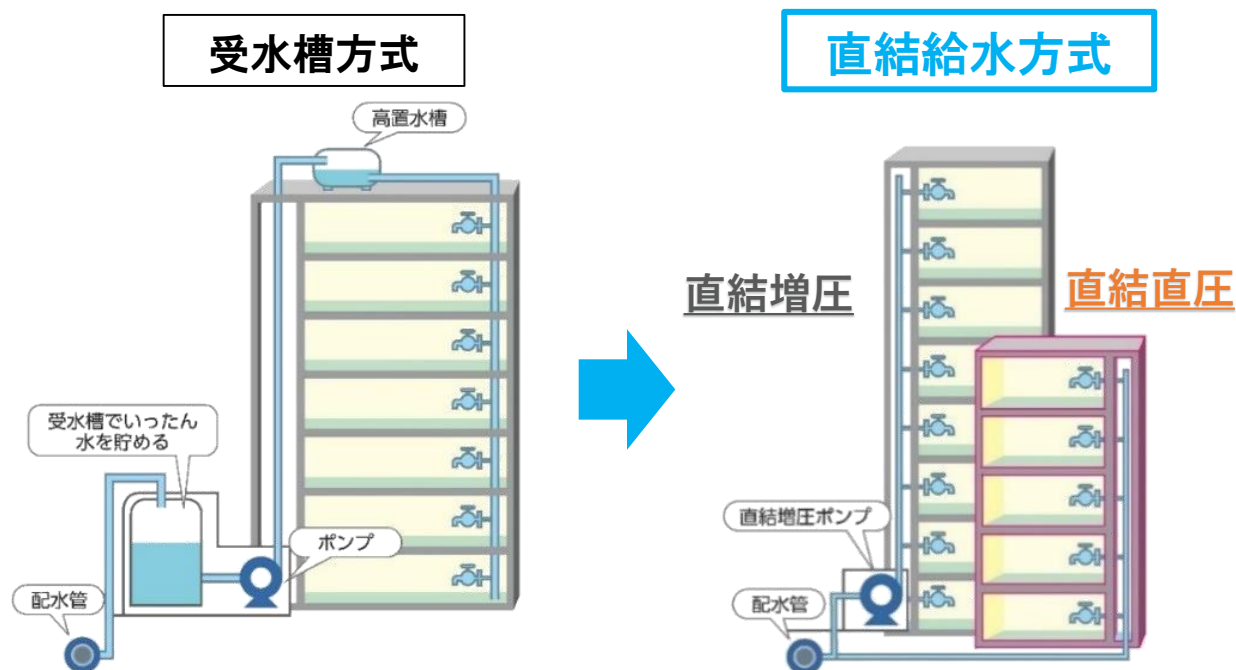
2024.4.1現在

検査を受けなかったら・・・

簡易専用水道（タンクの容量が10m³を超える場合）では、100万円以下の罰金が科されることがあります（水道法第54条）。

受水槽をなくす「直結給水」をご存じですか？

水道局では、受水槽を経由せずに直接給水する「直結給水方式」を推奨しています。受水槽が不要となるため、衛生的で清掃・点検が不要となるほか、ポンプ等の節電効果や受水槽撤去後の空きスペースを有効利用できるといったメリットがあります。



問い合わせ

受水槽の衛生管理・届出に関して

生活衛生ダイヤル

電話 078-771-7497

FAX 050-3156-2902



直結給水に関して

水道局配水課

電話 078-341-2801

FAX 078-341-2800

